

消防特第105号  
平成28年6月7日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長  
(公印省略)

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」  
の実施について

石油コンビナート等における特定事業所の事故防止については、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

近年、特定事業所における事故発生件数は高い水準で推移しており、災害対応を担う自衛防災組織及び共同防災組織（以下、「自衛防災組織等」という。）の技術及び士気の向上は、自主保安の観点からも一層高まっています。このコンテストへの参加を通じて、自衛防災組織等の技術及び士気の向上のみならず、消防本部との連携強化、災害発生時の被害軽減、特定事業所のイメージアップ、地域住民への安全安心情報の発信等に繋がることとなります。

3年目を迎えるコンテストでは、より多くの自衛防災組織等に参加していただくこととし、これまでの2点セット（大型化学高所放水車及び泡原液搬送車）保有組織に加え、下記のとおり新たに高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。以下同じ。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。以下同じ。）の保有組織を要件に追加して実施することといたしましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、貴道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合も含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 実施時期及び場所

平成28年11月5日の「津波防災の日」を中心とした約1か月間程度の時期に各特定事業所内において実技競技を実施します。

2 参加組織

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車及び化学消防車を保有

する自衛防災組織等とし、管轄消防本部等が推薦するものとします。

なお、共同防災組織の保有する車両及び自衛防災組織の保有する車両による混合チームでの参加も可能としますが、1共同防災組織から参加できるのは、1チームに限らせていただきます。

また、推薦された組織数が25を超えた場合は予選選抜実施要領（別添4）に基づき予選を実施します。

### 3 競技

大型化学高所放水車及び泡原液搬送車又は高所放水車及び化学消防車を使用し、実施要綱（別添1）及び競技要領（別添2）に基づき実施することとします。

### 4 審査

消防庁特殊災害室において、隊員等の安全管理や消防車両及び消防用資機材等の確実な操作等について、審査要領（別添3）に基づき審査します。

### 5 表彰

優秀な組織に対し総務大臣賞、消防庁長官賞を授与します。

特に顕著な工夫や模範となる活動が見られる組織又は隊員に対し特別賞を授与します。（別添5）

### 6 その他

現地審査時の競技内容等については、総務省消防庁のホームページ等に紹介させていただきます。

#### ※別添一覧

別添1：石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト実施要綱

別添2：石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技要領

別添3：石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査要領

別添4：石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト予選選抜実施要領

別添5：石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト審査・表彰委員会設置要綱

#### 【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 菊地、大川

電話 03-5253-7528（直通）

Fax 03-5253-7538